

- 遵守基準…条例施行規則に基づく、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際に守るべき基準
- 望ましい整備…遵守基準を満たした上で配慮することが望ましい事項（参考含む）

1 建築物編

(1) 観覧席・客席【追加】

- 車いす利用者対応観覧席・客席からのサイトラインの配慮
 - 水平方向及び垂直方向への客席の分散配置
 - 配慮が必要な人の座席（付加アメニティ座席）の確保

(2) 便所（トイレ）【追加・削除】

- ピクトグラム等によるわかりやすい案内表示を例示
- 「1か所を除き、残りのすべての大便器を腰掛式とする」を削除
- 車いす利用者用便房等を便房総数の1/50以上整備（便房総数が200を超える場合は、1/100+2以上整備）
- 洗浄装置等のボタン等のJIS規格を参照し統一（参考）

(3) 店舗【項目新設】

- 店舗内の通路や座席等の配慮

(4) 駐車場【追加】

- 建物内駐車場の天井の高さ（230cm以上）の確保

(5) 宿泊施設の客室【追加】

- 車いす利用者用客室を総客室数の1/100以上整備
- 一般客室に関する規定【遵守基準の新設】
 - ・ 客室出入口幅80cm以上
 - ・ 客室内の便所等の出入口幅70cm以上
 - ・ 客室内に段を設けない
 - ・ 道等から客室に至る経路に段を設けない
- 既存客室の改善・改修に当たっての留意点
- ホームページ等での情報発信に当たっての留意点

(6) その他【追加】

- 救急処置室や休憩室の設置
- 視覚障害者誘導用ブロック上にものを置かない等の注意喚起
- 認識しやすい文字の大きさやユニバーサルデザインフォント等の書体例（参考）

2 公共交通施設編

(1) 移動等円滑化経路【追加】

- 移動等円滑化経路の最短化・複数化
- 乗り換え経路の最短化・複数化

(2) エレベーター【追加】

- 籠の幅や奥行は、高齢者、障害者等の利用状況を考慮
- スルー型エレベータ（※）を設置
 - （※）車いす利用者など移動に制約のある方がエレベータの中で向きを変えることなく利用できるよう、ドアが2方向についているエレベータのこと